

日本一の健康長寿県構想高幡地域推進協議会設置要綱（新旧対照表）

新

旧

第1条～第5条 略

（会議）

第6条 略

2～3 略

4 会長は、必要があると認めるときは、学識経験者、行政関係者、地域保健医療福祉活動を行っている者などの会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

削除

（部会）

第7条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び有識者等で組織する。

削除

削除

3 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第1条～第5条 略

（会議）

第6条 略

2～3 略

4 会長は、必要があると認めるときは、第7条に定める特別委員又は学識経験者、行政関係者、地域保健医療福祉活動を行っている者などの会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

（特別委員）

第7条 協議会に、専門の事項を調査、研究するため、特別委員を置くことができる。

2 特別委員は、会長が指名し、須崎福祉保健所長が依頼する。

3 特別委員は、当該専門の事項の調査、研究が終了したときは、特別委員の職を失う。

（部会等）

第8条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び特別委員で組織する。

3 部会は、特定の事項を調査審議するため、分科会を置くことができる。

4 会長は、協議会の円滑な運営並びに部会及び分科会の運営への助言及び調整を行うために、企画運営委員会を設けることができる。

5 部会及び企画運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

新

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、須崎福祉保健所に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

旧

(事務局)

第9条 協議会の事務局は、須崎福祉保健所に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。